

雲仙市犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市民の防犯に対する意識を高めるとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 犯罪のない安全・安心まちづくり（市民及び事業者(以下「市民等」という。)による犯罪の防止のための自主的な活動の推進及び犯罪の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。)は、市及び市民等の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民等の意見を反映するよう努め、国、県、その他関係機関及び関係団体との連絡調整を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市民の安全に配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、犯罪のない安全・安心まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、市及び市民

等が相互に連携し、並びに協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(広報活動等)

第7条 市は、犯罪のない安全・安心まちづくりについての市民等の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第8条 市は、市民等が行う犯罪のない安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。